

## 銚田市省エネエアコン買換促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能に優れたエアコンへの買換えを支援し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネエアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に定められた特定エネルギー消費機器のうち省エネルギー性能に優れたエアコンをいう。
- (2) 省エネ基準達成率 経済産業省が定める日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準の達成率をいう。

### (補助対象エアコン)

第3条 補助金の交付の対象となるエアコン（以下「対象エアコン」という。）は、次に掲げる要件を満たす省エネエアコンとする。

- (1) 省エネ法に基づいて定められた目標年度2027年度における省エネ基準達成率100%以上のエアコン。
- (2) 自らが市内に住所を有する居宅（併用住宅にあつては、住宅部分に限る。）に設置するエアコンで、家庭用（業務用ではないこと。）のものであること。
- (3) 令和8年4月1日から令和9年3月1日までの期間に、茨城県内の店舗（インターネット及び通信販売を除く。）において購入及び設置したもので新品であること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、個人であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象エアコンの購入及び交付申請時点において市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 第1号に規定する者の属する世帯員全員に、申請日に納期限が到来していないものを除いて市税等に未納がないこと。
- (3) 銚田市暴力団排除条例（平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (4) 本人及び同一世帯員が一の年度内にこの補助金の交付を受けていない者であるこ

と。

- (5) 転売を目的として、対象エアコンを購入した者でないこと。

#### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象エアコンの購入費用（設置等の工事に要する経費を除く。）とし、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。

- 2 国、地方公共団体その他団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象エアコンの台数にかかわらず、次の各号に掲げる額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 市内に所在する店舗から購入した場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、補助限度額は上限100,000円とする。
- 3 市外に所在する店舗から購入した場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、補助限度額は上限100,000円とする。

#### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、銚田市省エネエアコン買換促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年6月1日から令和9年3月1日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等（購入日、購入店舗、購入金額及び製品名等が確認できるもの）
- (2) メーカー発行の保証書の写し（製造名及び型番が記載されているものに限る。）
- (3) 設置場所が分かる書類の写し（購入した補助対象機器の納入日若しくは設置日及び納品先住所が記載されているもの又は居宅内に設置したことがわかる写真）
- (4) 対象エアコンが省エネ基準達成率を達成していることが分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該交付の申請をした者（以下「交付申請者」という。）に対し、銚田市省エネエアコン買換促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、これを通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、当該交付申請者に対し、銚田市省エネエアコン買換促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、こ

れを通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに銚田市省エネエアコン買換促進補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(交付の回数)

第10条 この要綱に定める補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、銚田市省エネエアコン買換促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、これを通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助金の交付を受けた者に対し、銚田市省エネエアコン買換促進補助金返還命令通知書(様式第6号)により、期限を定めて、当該補助金の返還を命じることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。